令和８年（フ）第４３３号
大分県別府市石垣西10丁目６番33号　レオネクストやくまる202号
債務者　石川　秀信
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４４１号
大分市敷戸南町16番２－502号　敷戸南Ｒ１住宅
債務者　阿部　孝治
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６３号
北海道小樽市長橋４丁目３番19号　コーポミキＮｏ．２　101号室
債務者　杉本　幸子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第９９６号
東京都東村山市本町４丁目２番地２ドルチェ久米川Ⅱ301
債務者　関　　匠
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８１号
長野県大町市大町848番地８
債務者　佐藤　央基
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１８３号
長野県木曽郡南木曽町吾妻188番地　町営住宅長坂団地102号
債務者　武居　素宣
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第３３３５号
大阪市平野区加美北８丁目２番１－414号
債務者　川辺章登志
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８４１号
大阪府豊中市桜の町６丁目10番50号
債務者　今井尻　治
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３４８号
大阪市東成区大今里南２丁目13番38－504号
債務者　岩井　雄三
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３４９号
大阪市東成区大今里南２丁目13番38－504号
債務者　岩井　雅美
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４３６号
大阪市此花区酉島１丁目５番１－613号
債務者　藤原真粧美（旧姓是永）
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４５８号
大阪府池田市神田３丁目12番24－105号
債務者　中西　龍生
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４８２号
大阪府摂津市東正雀19番45－306号　アンセスター‘91
債務者　久保井明子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５１５号
大阪市東成区大今里西３丁目９番７－406号
債務者　松元　信幸
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６０４号
大阪市西成区南津守３丁目１番77－205号
債務者　竹内圭子こと　ＫＩＭ　ＧＹＵＨＥＵＩ　金　　圭姫
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８６号
広島県江田島市江田島町中央二丁目９番５号
債務者　橋本　富枝
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第４８９号
熊本県菊池市泗水町吉富17番地１社会福祉法人紫翠会救護施設菊池園、住民票上の住所熊本県菊池市隈府1510番地　音町団地29棟442号
債務者　下田永一郎
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係